

石垣市の宿泊税に関する説明会

目次

- 1 なぜ、今、宿泊税か
- 2 制度概要
- 3 宿泊税の使途
- 4 手引きと主なQ & A
- 5 地方税法、宿泊税条例による罰則等

石垣市企画部観光文化課

1 なぜ、今、宿泊税か

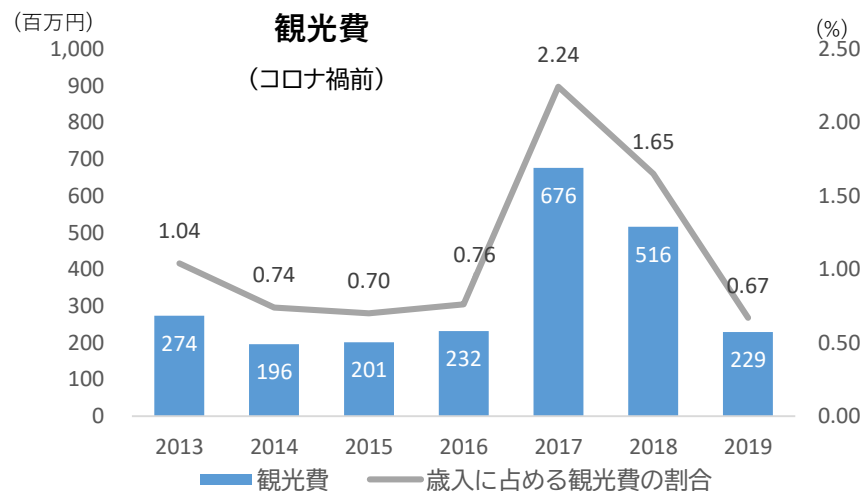
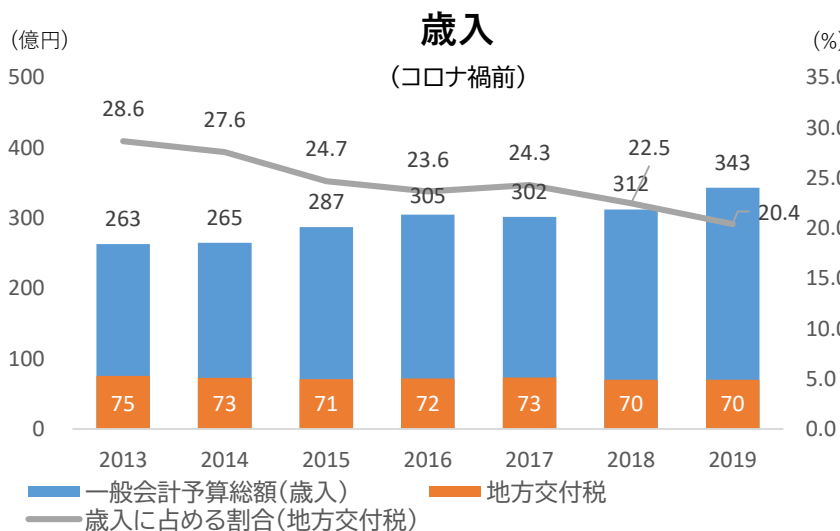
- ▶ 石垣市の財政状況—歳入、財政力指数、観光費
- ▶ 今後の観光旅行市場
- ▶ 財政的な制約、観光自主財源の確保
- ▶ 法定外目的税（宿泊税）の導入に向けた歩み

石垣市の財政状況—歳入、財政力指数、観光費

観光は
住民の生活の質の向上、
持続可能性の手段

観光をリーディング産業
とするためには
自主財源が必要

- 石垣市の歳入は、2013年から2019年に掛けて80億円増加。
一方、地方交付税は、2013年は75億円、2019年は70億円と減少。
- 観光費は、工事費を除くと毎年約2億円。
歳入に占める観光費の割合は、工事費を除くと0.7%前後。
- 石垣市の財政力指数 0.46。
交付税には観光振興に充てられる予算はない。



※観光施設の維持管理費は、上記観光費には含んでいない。

出典:石垣市の財政(石垣市総務部財政課)より作成

出典:観光費(石垣市観光文化課調べ)より作成

財政力指数

基準財政収入額

基準財政需要額

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
0.37	0.37	0.39	0.40	0.41	0.42	0.44	0.45	0.46	0.46	0.45

注:財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の「過去3年間平均」です。
(実際の税收・支出ではなく、総務省基準による標準的な収入と需要を用いて算定)

出典:市町村別決算状況調(総務省)より作成

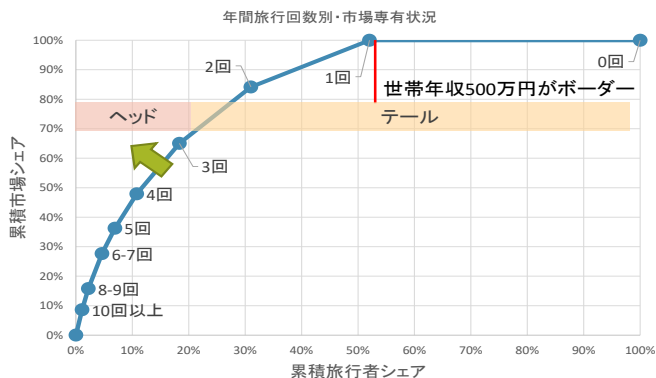
今後の観光旅行市場

- 市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組が必要。

観光旅行市場

◆国内旅行市場

- 長期的には縮小傾向
- 旅行市場のシェアの7割は、年3回以上旅行する経験者
- 経験は世代を経るごとに深化・高度化



出典:「旅行・観光消費動向調査」(観光庁, 2019)より作成

常に上がり続けるベースライン
新しいチャレンジを続けないと陳腐化

◆国際旅行市場

- 今後も拡大の見込み

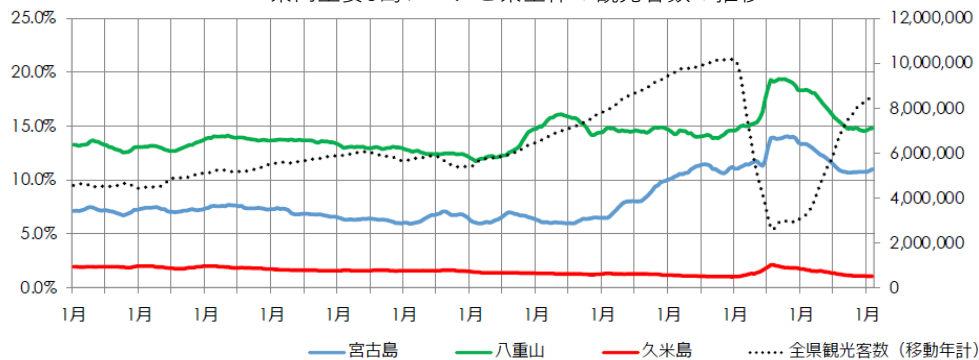
幅広い産業に関連する観光産業の持続、強化には、
インバウンド需要の取り込みを

競合地域

◆沖縄県内

- 県全体の観光客数に占める主要3島のシェアは石垣島が上位
- 近年は石垣島のシェアは横ばい、宮古島はシェアを伸ばし、その差は縮小

県内主要3島シェアと県全体の観光客数の推移



出典:沖縄県観光便覧、各島の市町村・観光協会発表資料より、山田/公益財団法人日本交通公社作成

◆世界のリゾート

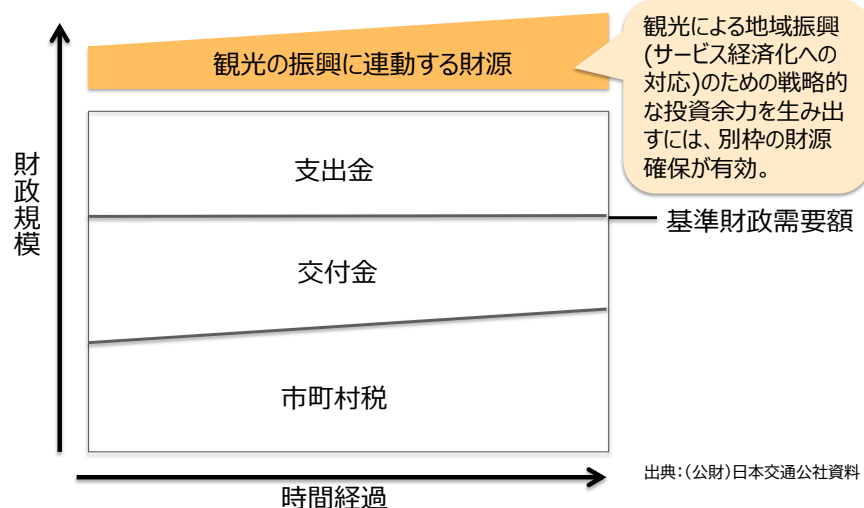
- インバウンド需要獲得において、ハワイ、東南アジアのリゾート(プーケット、バリ島など)は競合

滞在目的となり得る
ライフスタイルのある地域であること

地域資源・施設だけでなく、
サービスやインフラも含めた総合的な魅力の向上が重要

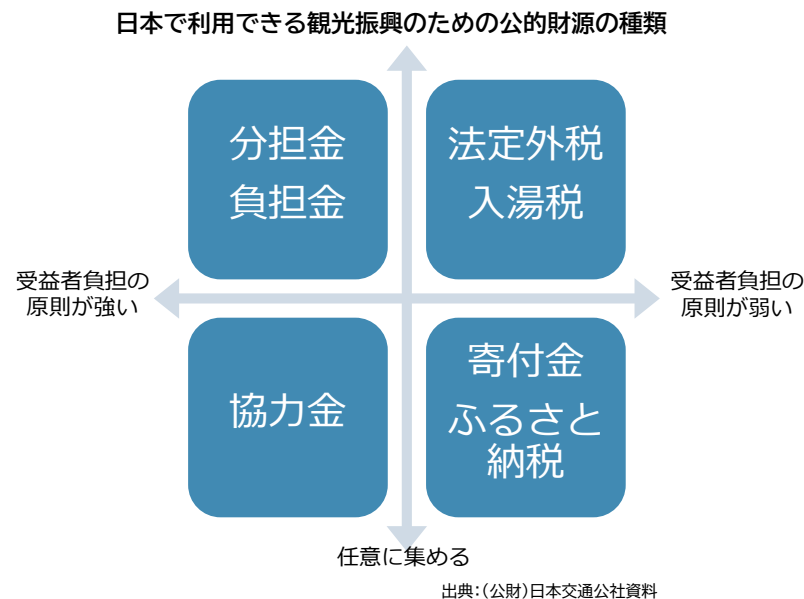
観光自主財源の必要性

- 市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組を行い、石垣市の観光の将来像を実現していくうえで、以下の点から観光自主財源の確保が必要
 - 財源の制約に上乗せする
持続的な観光財源を確保するため ※右図参照
 - 地域財源として独自の域内循環形成と観光課題に対して戦略的に取り組むため



財源確保の方法 – 税

- 以下の観点から、財源確保の手法として、税が適当(税以外が適当でない)と考えられる。
 - 分担金、負担金等については、受益と負担に関する明確な対応関係が必要であるが、観光振興においては様々な形態があることから、受益と負担の関連付けが容易ではない
 - 寄付金や協力金は、継続的な観光のための財源にはなり難い
 - 長期的な観光振興のためには、安定的な財源であることが重要



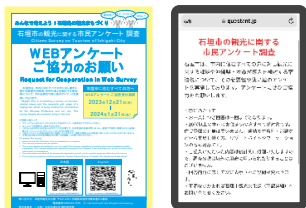
法定外目的税（宿泊税）の導入に向けた歩み

石垣市としての宿泊税に関する考え、方針を整理するために、2023年度以降に以下を実施。

2023年

現状調査

2023/12～



【アンケート及びヒアリング】

- 観光客にも観光税などの金銭的負担を求める必要があるか
- 宿泊税を充当して実施していくべきと思う事業及びその具体的なイメージ

2024年

宿泊事業者勉強会

2024/1/17



- 趣旨説明
- 講義「観光地域づくりに関わる財源概論」

観光の未来を考える日

2024/2/22



- 講演3 自主財源論
- パネルディスカッション「観光財源と持続力を担保する財源使途及びガバナンス」

観光審議会

2024/3/22, 8/28, 11/15, 2025/1/27, 8/20



- 宿泊税についての市の考えと今後の取組報告
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて 等

ワーキング部会

2024/6/28, 8/28, 11/14, 2025/1/27



- 独自財源の必要性
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて
- 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて 等

石垣市における宿泊税に関するこれまでの議論、意見等を集約

2025年

パブリックコメント

石垣市としての宿泊税に関する制度設計(案)等を最終とりまとめ

石垣市宿泊税条例の可決

2 制度概要

- ▶ 石垣市の宿泊税制度
- ▶ 宿泊税の概要
- ▶ 税額、宿泊料金
- ▶ 課税免除
- ▶ 税額の算出、端数切捨て
- ▶ 登録、申告、納付方法
- ▶ 特別徴収義務者報奨金

石垣市の宿泊税制度

課税団体	沖縄県石垣市
税目名	宿泊税
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設における宿泊 国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業に係る施設における宿泊 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み 税の啓発徴収および税活用にあたっての立案、実行に係る経費等
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金(ただし、宿泊料金100,000円を上限とする。)
納税義務者	石垣市内の宿泊施設における宿泊者
税率	<ul style="list-style-type: none"> 市税 定率1.2%(ただし、税額1,200円を上限とする。) 県税 定率0.8%(ただし、税額800円を上限とする。) 併せて定率2.0%(ただし、税額2,000円を上限とする。)
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度)5.2億円
課税免除等	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が実施する修学旅行 その他の規則で定める教育活動に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
徴税費用見込額	(平年度)約3,000万円
課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直し規定あり

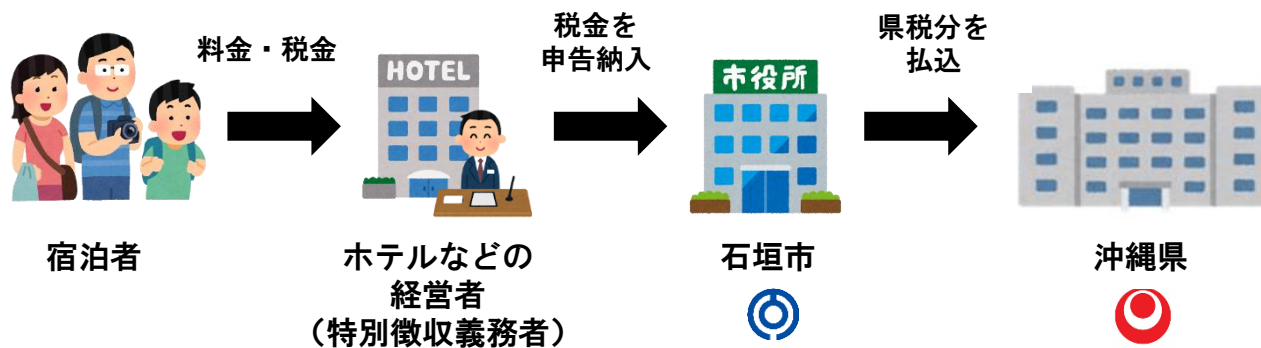
宿泊税の目的

八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る

その施策に要する費用に充てるため、石垣市が導入する法定外目的税です。

宿泊税の徴収方法

- 納税義務者 : 本市内に所在する旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者
- 特別徴収制度 : 石垣市や沖縄県が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて徴収し、石垣市へ一括して申告納入していただく制度
- 特別徴収義務者: 宿泊施設の経営者



税額

- ・ 宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金に、定率2%が課税されます(税額2,000円が上限)

※市税1.2%(税額1,200円上限)、県税0.8%(税額800円上限)

※宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金のこと

※税額計算の際、課税標準となる宿泊料金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

宿泊料金

- ・ 宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

宿泊料金に含まれるもの

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料、寝具クリーニング代
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料 等

宿泊料金に含まれないもの

以下については、宿泊料金に含まれる場合であっても控除します

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用等に係る金額
- ・ 消費税、入湯税等の税・立替金
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- ・ オプションとしての追加清掃代
- ・ 損害賠償金、等

課税免除

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。

- ア学校の教育活動に伴う宿泊
- イスポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊
- ウ外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

	ア 学校の教育活動に伴う宿泊	イ スポーツ大会・文化大会への 参加に伴う宿泊
対象者	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
引率者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・引率を行う関係者 ・クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
対象となる宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ▶授業 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制課程の面接指導(スクーリング) ▶学校行事(特別活動) <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行・林間学校・臨海学校 ・その他これらに相当する学校行事(リーダー研修や自然教室等を想定) ▶課外活動 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動(例:野球部、吹奏楽部等の活動) ・部活動以外による学校代表としての大会参加(合同チームを含む)(例:弁論大会、簿記大会等への参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域クラブ等の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・次の団体の主催する大会への参加 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体 ② 日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体 ③ 中学校体育連盟 ④ 公益法人等(※)及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。) <p>※公益法人等:公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般 財団法人(非営利型法人に限る。)、NPO法人</p>

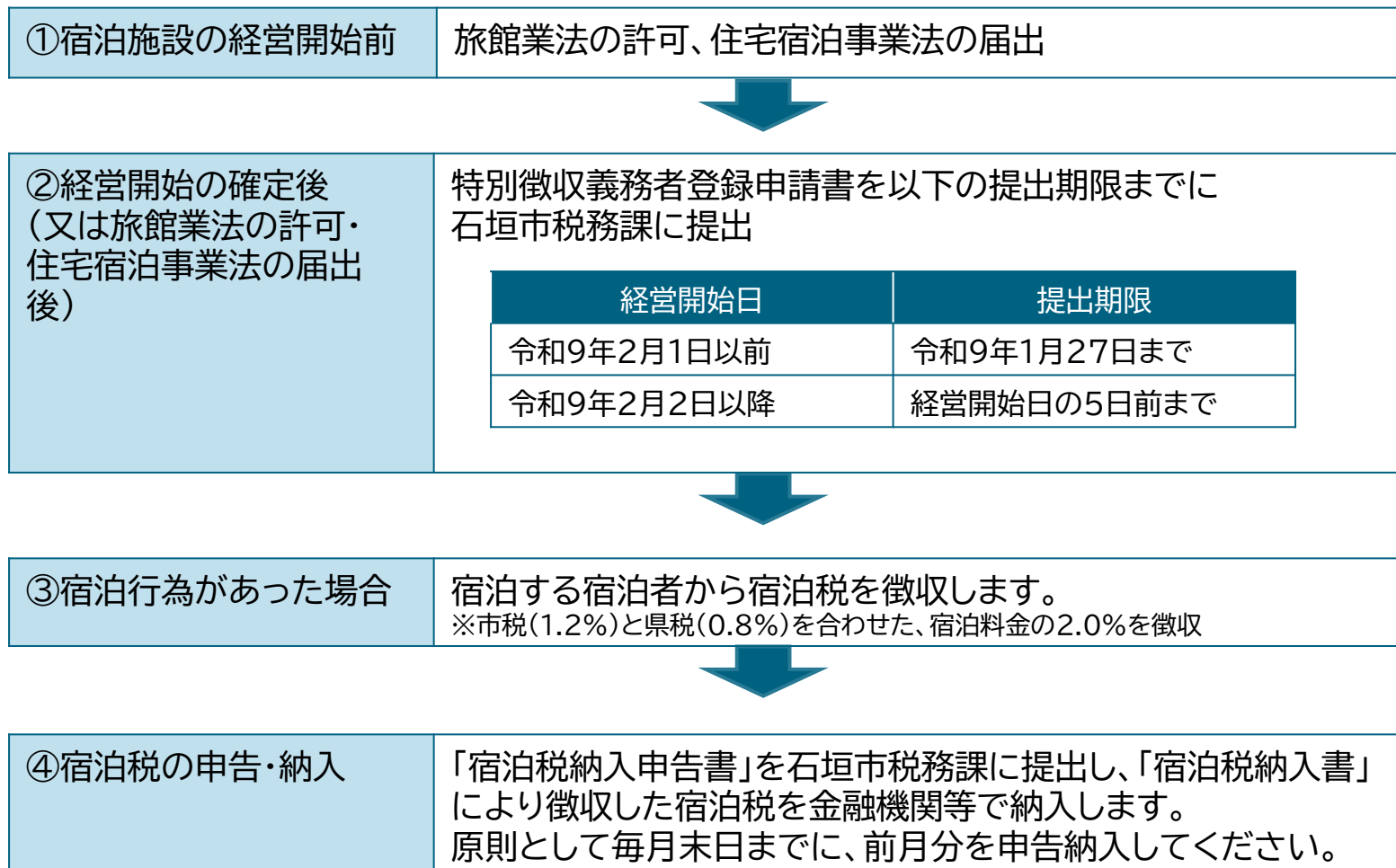
税額の算出、端数切捨て

計算事例: ケーススタディ

例) 1室税抜き15,000円(ツインルーム)の場合

宿泊例	宿泊料金/人	宿泊税 (課税標準額×2%×課税対象人数)
ア 1人で宿泊 (いわゆるシングルユース)	15,000円÷1人= 15,000円	15,000円×2%×1人= 300円
イ 2人で宿泊	15,000円÷2人= 7,500円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人= 280円
ウ 3人で宿泊 (エキストラベッド7,000円を追加)	(15,000円+7,000円)÷3人= 7,333円	7,000円(千円未満切捨)×2%×3人= 420円
エ 大人2人、子ども1人 (添い寝無料、寝具の追加なし) で宿泊 ※宿泊料金がかからない子ども 1人は課税対象外	15,000円÷2人= 7,500円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人= 280円
オ 大人2人、乳児1人 (ベビーベッド3,000円を追加) で宿泊 ※乳児1人分は別に取り扱う	15,000円÷2人= 7,500円 3,000円÷1人= 3,000円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人=280円 3,000円×2%×1人=60円 280円+60円= 340円

宿泊税の手続きの流れ



特別徴収義務者報奨金

特別徴収義務者の負担軽減を図ることを目的に、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者報償金として交付します。

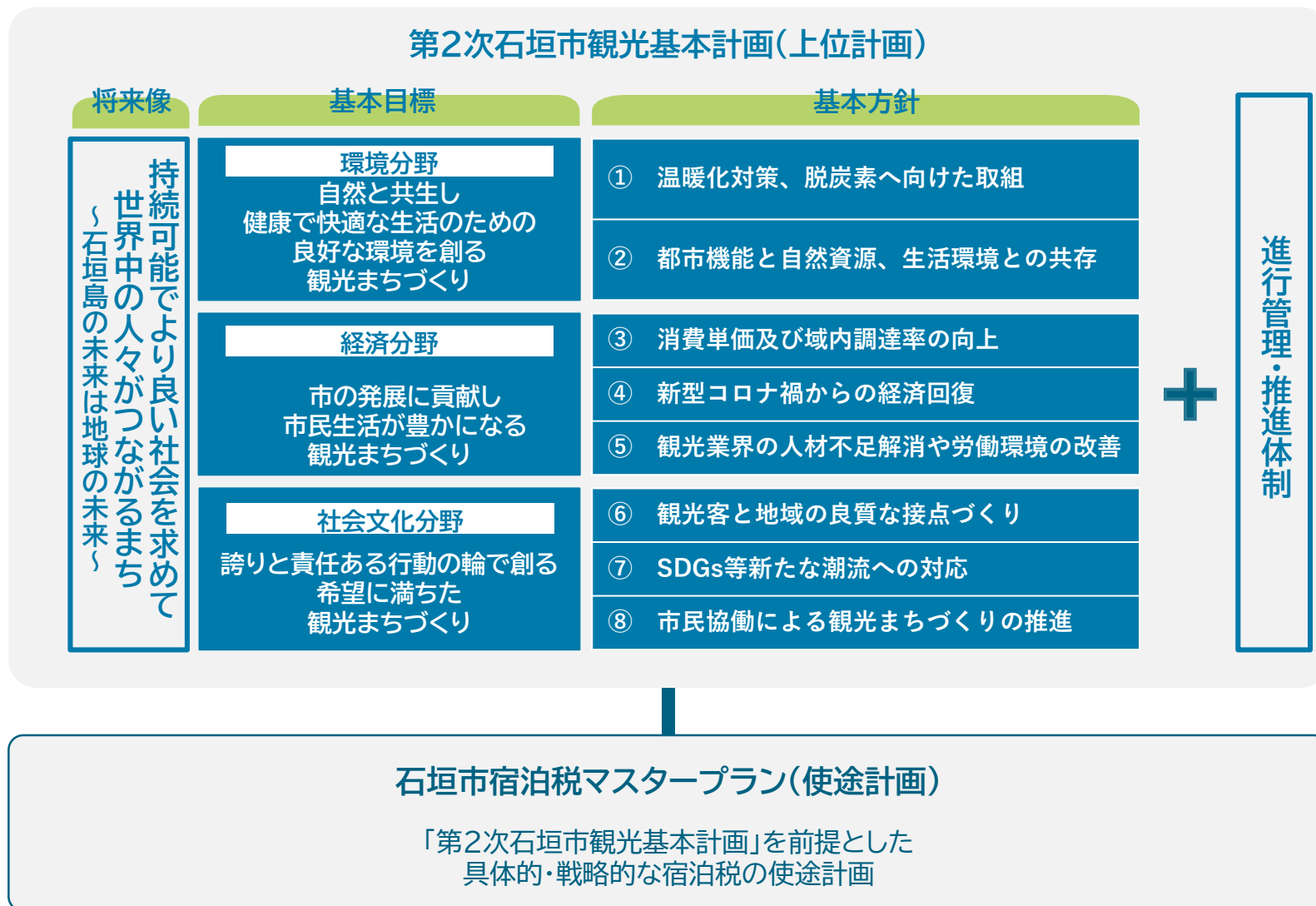
算定期間	前年度の4月～3月申告納入分
交付の基準 及び交付額	算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額に2.5%(施行当初から5年間は3.0%)を乗じて得た額。 1円未満切り捨て。※施設ごとに算定
交付の 手続き	交付請求手続きは不要です。 算定期間内の納期内納入額を基準として、毎年7月～8月頃に交付します。

3 宿泊税の使途

- ▶ 宿泊税マスタープラン案の作成
- ▶ プラン案作成の流れ
- ▶ ビジョン
- ▶ 施策・徴収義務
- ▶ 基本戦略（基盤等強化、重点施策）
- ▶ 指標
- ▶ 基盤等強化
- ▶ 重点施策
- ▶ 使途決定プロセス
- ▶ ガバナンス

宿泊税マスタープラン案の作成

- 第2次石垣市観光基本計画(2022年策定)で掲げられた理念・目標を、財源面から具体化する用途を定める計画が「石垣市宿泊税マスタープラン」です。



プラン案作成の流れ

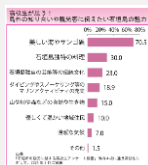
- 「石垣市宿泊税マスタープラン」は、宿泊税収を充当する具体的な用途やその運営・評価・可視化を担うガバナンスの指針。
- 計画期間は2031年(観光基本計画の最終年)まで。宿泊税制度の見直し予定である3年後にあわせて同プランも見直しを行い、その後は必要に応じて見直しを実施。

第2次石垣市 観光基本計画策定後の歩み(一部)

2022年
第2次石垣市
観光基本計画策定



2023年
アンケート調査等
実施(市民、高校生対象)



2024年
勉強会
観光の
未来を考える日



石垣市観光審議会 答申
宿泊税に関する
ワーキンググループ

2025年
石垣市宿泊税
条例可決

石垣市観光審議会 答申
石垣市観光地経営戦略会議
(アイデア会議、準備会)

2026年～
石垣市
基金条例上程
宿泊税マスター
プラン作成

宿泊税導入

石垣市観審議会
(宿泊税の活用の検討)



石垣市観光地経営
戦略会議
(アイデア会議、準備会)



■ 「石垣市宿泊税マスタープラン」のビジョン

宿泊税の導入活用を通して、
石垣市の観光が達成すべきビジョン(目標・景色)は以下の3つです。

訪問に値する価値の創造

- ✓ 石垣島にどのような独自の訪問に値する価値があるのか、どのような魅力を育てているのか、といったことを繰り返し問いかけ、整理していくことが大切と考えます。
- ✓ 独自の特徴を形成し、世界から選ばれる理由、つまり訪問に値する価値を創造し、リピーターを獲得すること、滞在日数を延ばすことを前提とした視点を持って、石垣島のブランド創造に取り組みます。

環境なくして観光なし

- ✓ 環境(自然的環境、経済的環境、社会文化的環境)が持続可能であること、住民の生活水準の質の維持・向上の手段としての観光地経営を目指します。
- ✓ また、本市には多くの素敵な日常の風景が存在しています。その光景を魅力として、地元の子供たちや観光客と共に、磨き上げ、ランドスケープを描く、環境保全や受入環境整備などのデザインに取り組みます。

好循環を生み出す 観光地経営とその可視化

- ✓ 宿泊税の使い方、効果創出について、財源の適切かつ効率的な執行、マネジメントに取り組みます。また、持続性を高めるために、担い手と共に、宿泊税充当(投資)を通じた、観光による好循環を形成します。
- ✓ そのために、統計データの整備、取り組みの可視化や情報発信を行います。

石垣市宿泊税マスタープランのビジョン

訪問に値する価値の創造

環境なくして観光なし

好循環を生み出す
観光地経営とその可視化

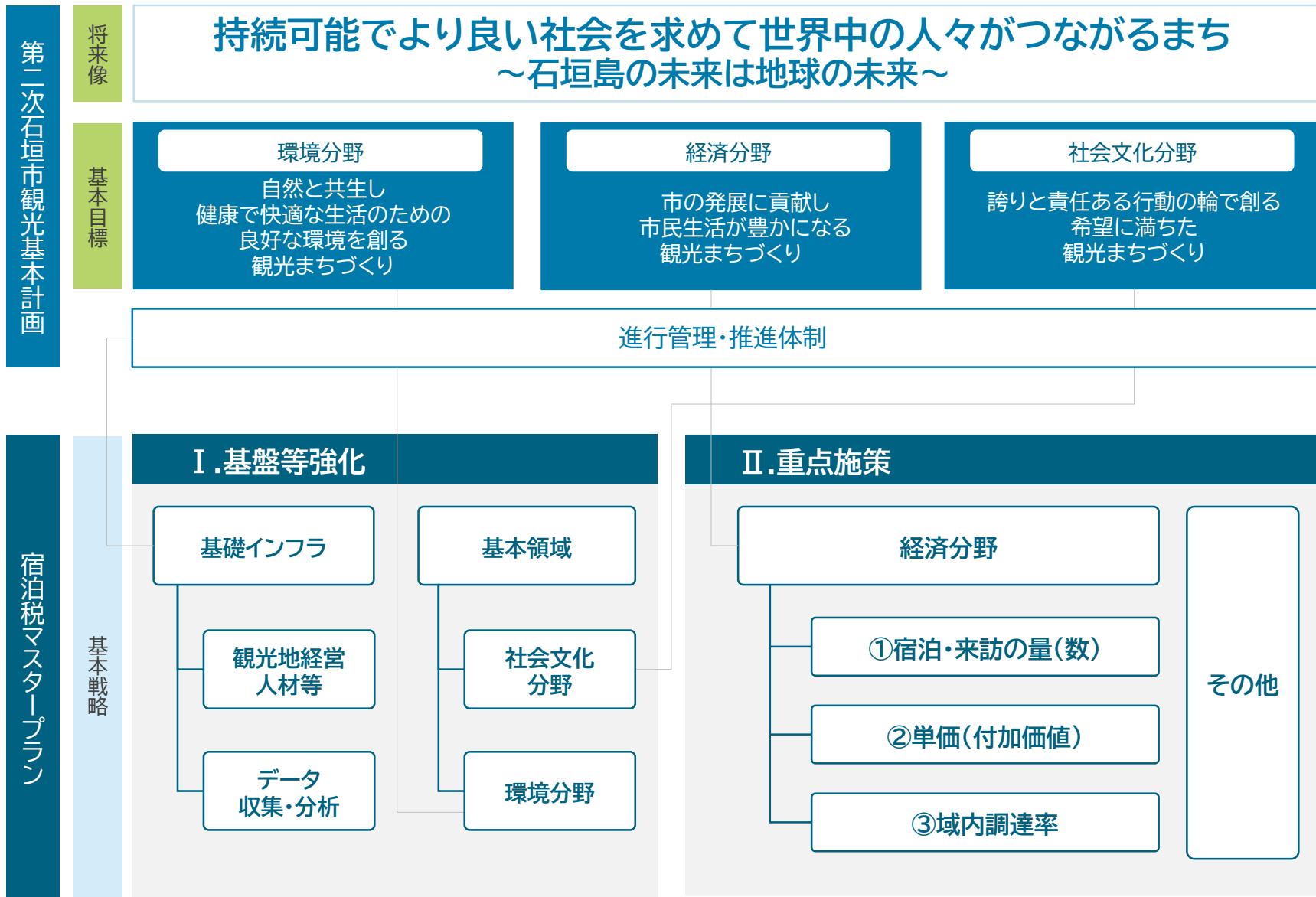
■ 施策例

- ・国際航路(ダイレクト便)の安定、
活性化(インバウンド誘致支援)
- ・リピーターの獲得
- ・滞在日数を促す体験コンテンツの支援
- ・閑散期対策
- ・観光事業者、中小企業の振興支援
- ・市内二次交通の支援
- ・ビーチの満足度、付加価値向上
- ・観光起因となる
生活インフラの追加負荷対策
- ・宿泊施設支援

なぜ、宿泊施設が 特別徴収義務者となるのか？

- 宿泊施設は、地域の受け入れ拠点と位置づけられます。
- 観光客、来訪者との接点として、地域経済循環の起点、マナー等の情報案内ポイントであり、観光防災の最前線となります。
- また、滞在促進、リピーター獲得、そして地域ブランドを体現する観光地経営の資源です。
- 宿泊税は、特別徴収義務者と共同で育む財源です。

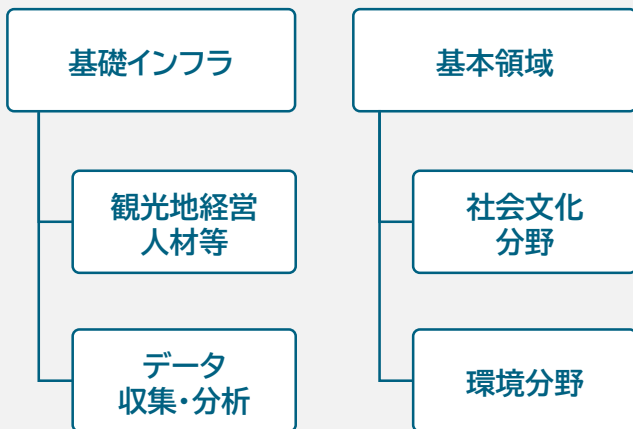
基本戦略（基盤等強化、重点施策）



基本戦略（基盤等強化、重点施策）

基本戦略

I. 基盤等強化

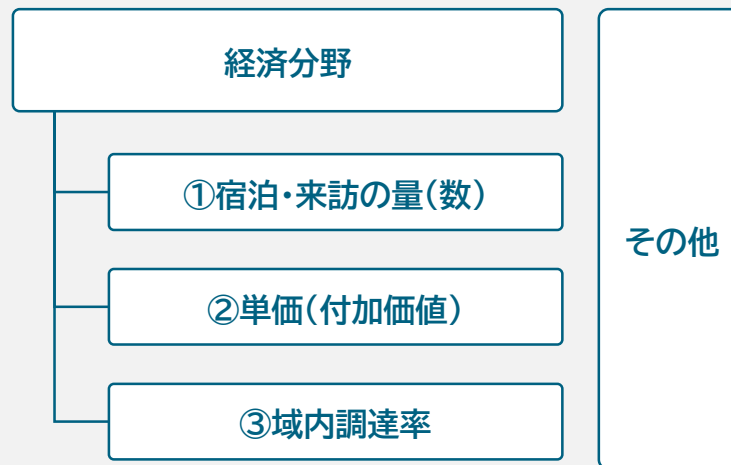


配分 20%

- 宿泊税は、観光地経営を中長期的に支える安定財源であり、その効果を最大限に引き出すためには、人材・データ等の基礎インフラに加え、社会文化（地域コミュニティ含む）や環境といった基本的な領域を含めた基盤等の整備が重要となる。
- これらの取組は、短期的な経済効果が見えにくいことから、施策実施において後回しにされやすい傾向がある。
- そのため、原則として宿泊税収の概ね20*%をこれらの基盤等強化に充当し、継続的かつ安定的に確保することとする。

配分ルール

II. 重点施策



配分 80%

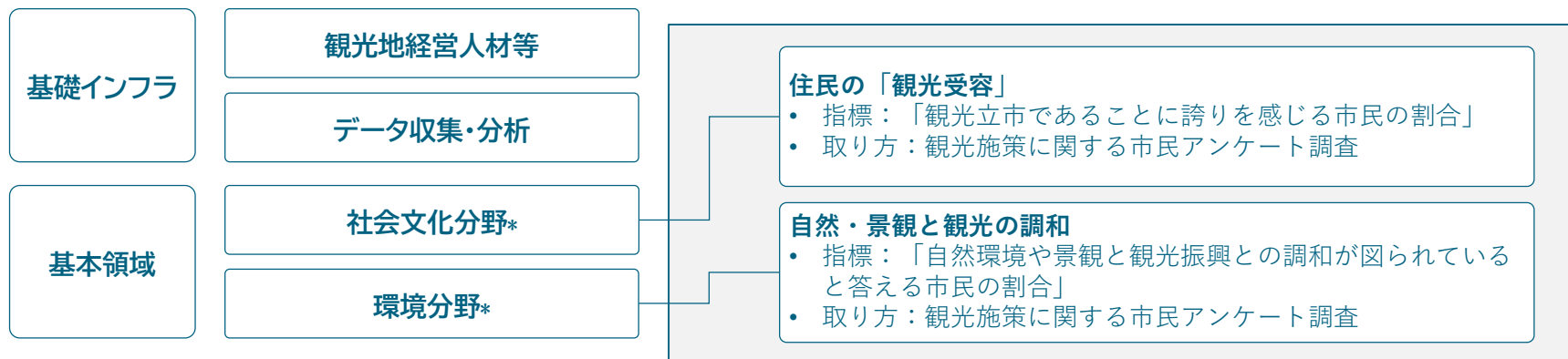
- 残る宿泊税収の概ね80%については、観光による需要拡大や消費の高度化を通じて、経済波及効果の最大化を図る施策を中心に配分する。
- すべての施策に一律の優先順位を付すのではなく、一定期間において特に集中的に取り組むべき施策群（重点施策）を明らかにし、段階的に実施していく。

*なお、当該配分ルールについては、硬直的に運用するものではなく、必要に応じて柔軟に見直す

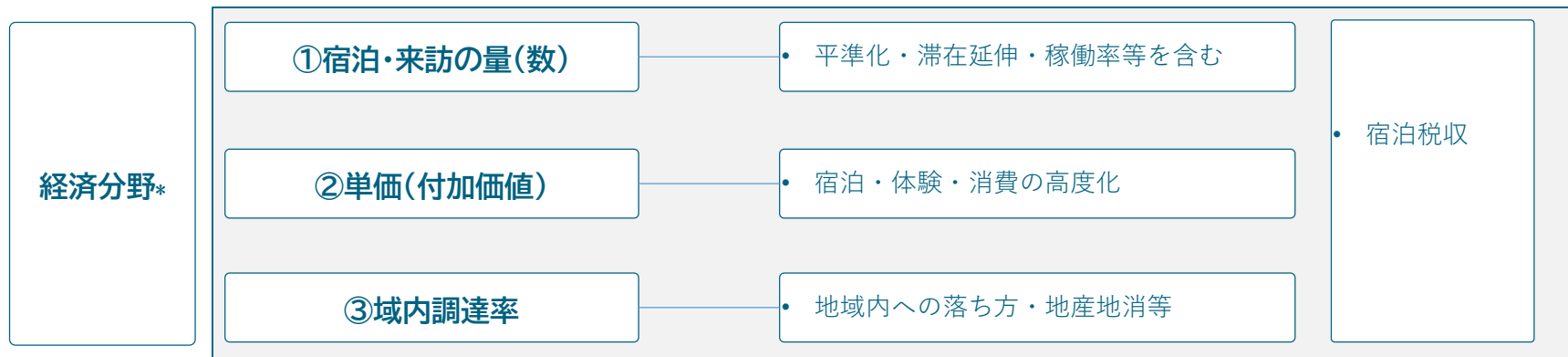
基本戦略

指標の考え方、取り方等

I. 基盤等強化 20%



II. 重点施策 80%

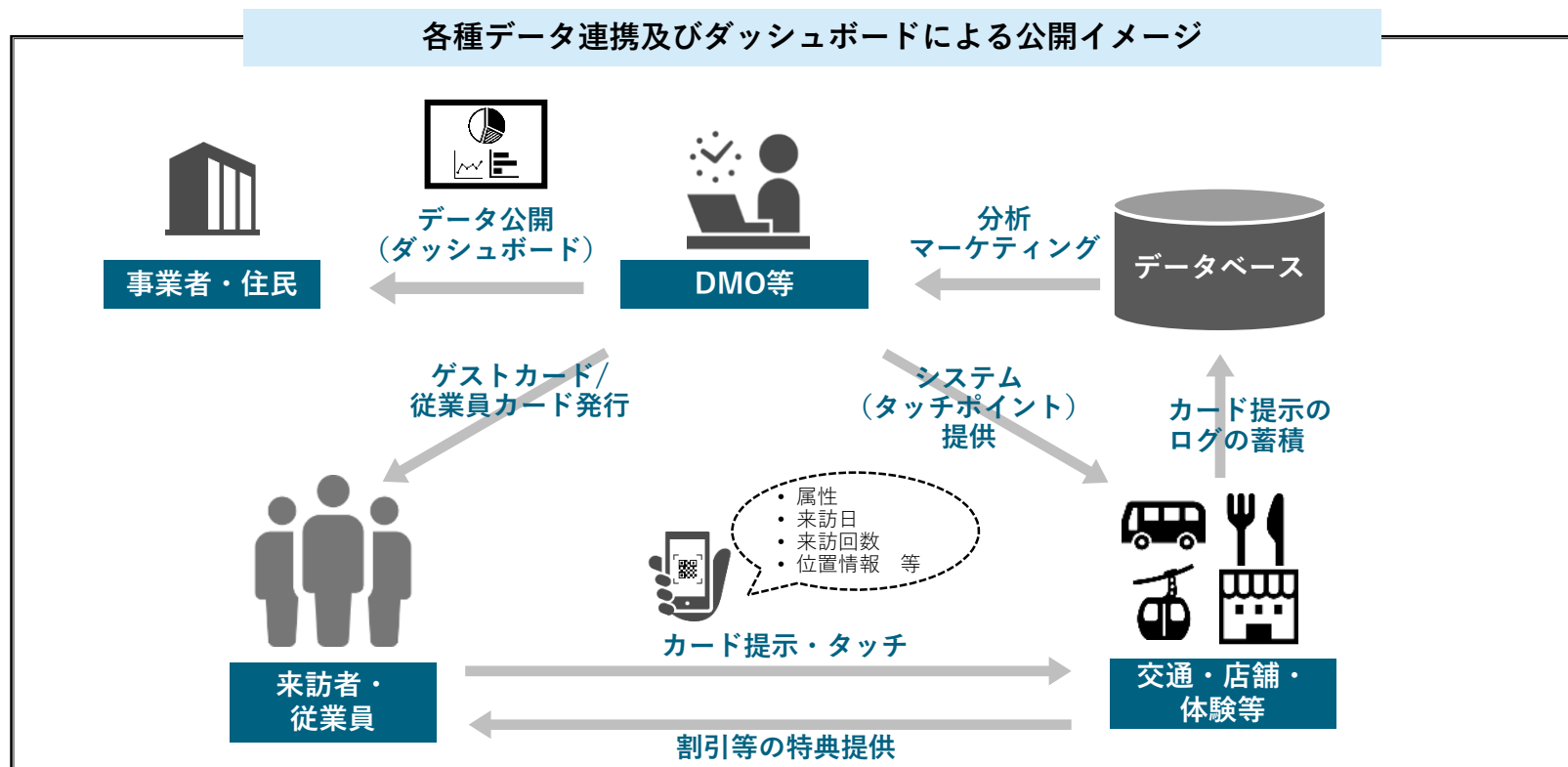


- 限られた税金の中で、**①②③への寄与が大きい施策ほど、投資対効果が高い施策として優先的に実施**する。定率の宿泊税は、宿泊延数の増加(①)および宿泊単価の向上(②)に伴い、税金が増加する。このため、重点施策のうち①②への寄与が大きい取組は、財源規模そのものを拡大し、中長期的に実施可能な施策の範囲を広げる点でも意義がある。重点施策の具体化においては、需要増(稼働・単価)または現場負担軽減(人材・運用・混雑等)の観点から検討を行う。

* 第2次観光基本計画では、目標(3分野)ごとに達成目標等が設定されている。

- 観光地経営においては、観光客や従業員といった「現場の利用者」の行動データが極めて重要です。宿泊や消費、移動、体験などの実績を継続的に収集・分析することで、施策の根拠を確かなものとし、地域の課題解決や事業者支援に直結させることができます。
- そのため、日常的にデータが自然に蓄積される仕組みをあらかじめ構築*しておく必要があります。

*調査・分析やダッシュボードの維持管理等の経常的な費用は宿泊税を充当しつつ、初期開発段階の経費については国や県の補助金や一般財源等の活用も検討する。



I. 基盤等強化 20%

基礎インフラ

観光地経営人材等

データ収集・分析

基本領域

社会文化分野

環境分野

● 専門人材の安定的な確保

- ・ 中核となる人材、専門的能力を有する人材の人件費

● 観光組織等の強化

- ・ 石垣市観光交流協会及び八重山ビジターズビューローとの役割分担と組織体制の強化

● 石垣観光に関する調査

- ・ 対象: 住民、観光客、観光従事者、観光経営、観光経済

● ダッシュボードの開発

- ・ 需要予測、宿泊税収との紐づけ

● データ基盤の維持管理

*現時点において優先的に取り組むべき施策を中心に記載。

*本計画では、優先施策以外にも複数の企画案を検討しており、それらについては参考資料として別途整理。

*本編に記載した施策のみを実施対象として限定する趣旨ではなく、状況の変化や追加の検討結果に応じて、参考資料に示した施策案についても実施を検討する可能性あり。

I. 基盤等強化 20%

基礎インフラ

観光地経営人材等

データ収集・分析

基本領域

社会文化分野

環境分野

●八重山文化の継承

- ・ 伝統工芸や伝統芸能の保全、教育活動団体への補助、担い手の確保、出演料支払いによる担い手の育成)

●マナー・ルールの啓発（住民・観光客向け）

- ・ ツーリストシップ石垣島4ヶ条、海岸利用ルール等

●観光に対する理解促進（住民・観光従事者向け）

- ・ 観光カリキュラムづくり
例: 観光政策の見える化冊子「みんなでつくる京都観光」

●自然環境、体験フィールドの保全

- ・ 野生動植物等の保全（サンゴ礁の保全、カンムリワシ保護）
- ・ ビーチクリーン（ゴミ袋等提供）・海洋ゴミ・海底ゴミ対策
- ・ 環境保全につながる正しい海の知識の普及・啓発（観光客、ガイド、島民、子どもへの教育）

●観光事業者の支援

- ・ 環境配慮、資源循環に関する取組（プラスチックアメニティ廃止・有料化、お客さん持参を前提にする、ガラスボトルで提供、島のイメージを生かしたラベル表示など）

●ゾーニング/景観形成

- ・ 守るエリアと振興エリア
- ・ 景観条例、デザイン会議の設置等

*現時点において優先的に取り組むべき施策を中心に記載。

*本計画では、優先施策以外にも複数の企画案を検討しており、それらについては参考資料として別途整理。

*本編に記載した施策のみを実施対象として限定する趣旨ではなく、状況の変化や追加の検討結果に応じて、参考資料に示した施策案についても実施を検討する可能性あり。

Ⅱ.重点施策 80%

経済分野

①宿泊・来訪の量(数)

②単価(付加価値)

③域内調達率

その他

「空いている時期を埋めて、
年間の稼働を底上げする。」

●閑散期の需要創出（魅力づくり、誘客促進）

- 2週間のイベントウィークの創出
（文化×閑散期: 12～1月に2週間程度、無料）
- 冬季のスポーツ・合宿、音楽/アイドル等のイベント誘致
（インフルエンサーの活用）

●住民の体験促進・住民割

*現時点において優先的に取り組むべき施策を中心に記載。

*本計画では、優先施策以外にも複数の企画案を検討しており、それらについては参考資料として別途整理。

*本編に記載した施策のみを実施対象として限定する趣旨ではなく、状況の変化や追加の検討結果に応じて、参考資料に示した施策案についても実施を検討する可能性あり。

Ⅱ.重点施策 80%

経済分野

①宿泊・来訪の量(数)

②単価(付加価値)

③域内調達率

その他

「滞在の質を高め、観光消費を引き上げる。」

●観光人材の育成、スキルアップ (従業員、ガイド、専門人材等)

- ・ 多言語人材観光産業に係る専門的知識向上
- ・ 接客業関連職の教育
- ・ リスキリング等の支援

●観光事業者の支援

- ・ 観光施設・サービスに係る設備や機材の更新、維持補修（観光DXを含む）（例：直販力強化につながる事業等）
- ・ 人材採用・定着支援（島内人材の定着や島外日本人の活用、中長期的には地元の子どもたちが定着できる環境づくり）

●地域内公共交通の充実

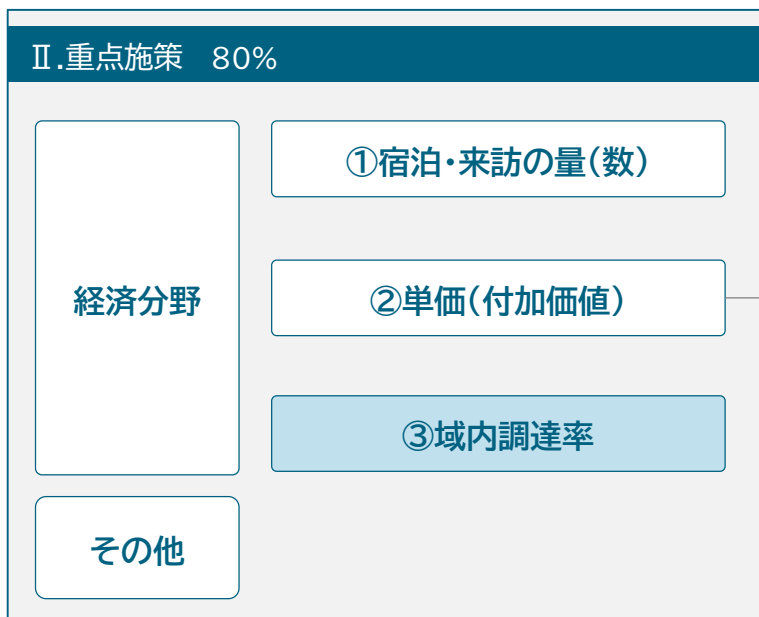
- ・ 島内巡回バスの運行
- ・ 交通人材の確保、ドライバー不足対策（賃金以外も視野に入れた対策）

*現時点において優先的に取り組むべき施策を中心に記載。

*本計画では、優先施策以外にも複数の企画案を検討しており、それらについては参考資料として別途整理。

*本編に記載した施策のみを実施対象として限定する趣旨ではなく、状況の変化や追加の検討結果に応じて、参考資料に示した施策案についても実施を検討する可能性あり。

Ⅱ.重点施策 80%



「観光で使われたお金が、島の生産者・事業者に戻る仕組みをつくる。」

●地域ならではの食の提供

(地産地消、一次産業との連携強化、6次産業化)

- ホテルでの地元産使用の仕組みづくり (時期の旬)
- 地産地消イベント、広報活動 (グルメアワードの開催、漁業、農業と連携したウィーク) (お肉クーポン券、お刺身クーポン券など)

●インタープリテーションの強化

- ローカルガイドの育成 (地域の案内人、市内案内人)
(双方向コミュニケーションを通じて、地元が見せたい価値と来訪者の期待を媒介)

*現時点において優先的に取り組むべき施策を中心に記載。

*本計画では、優先施策以外にも複数の企画案を検討しており、それらについては参考資料として別途整理。

*本編に記載した施策のみを実施対象として限定する趣旨ではなく、状況の変化や追加の検討結果に応じて、参考資料に示した施策案についても実施を検討する可能性あり。

Ⅱ.重点施策 80%

経済分野

①宿泊・来訪の量(数)

②単価(付加価値)

③域内調達率

その他

●安全管理

- 石垣島観光レンジャーの育成（レスキュー・心肺蘇生法の講習や資格取得費用への補助等）
- 海難事故対策（監視・誘導・多言語での安全啓発（警報発令時の封鎖体制、注意喚起の旗やスピーカー設置）、監視員・ライフセーバーの増員、）、ライフジャケットの提供、船へのAED設置費用補助、空港到着ロビー（手荷物受け取り場）での、安全啓蒙動画の放映）

●宿泊税徴収事務等

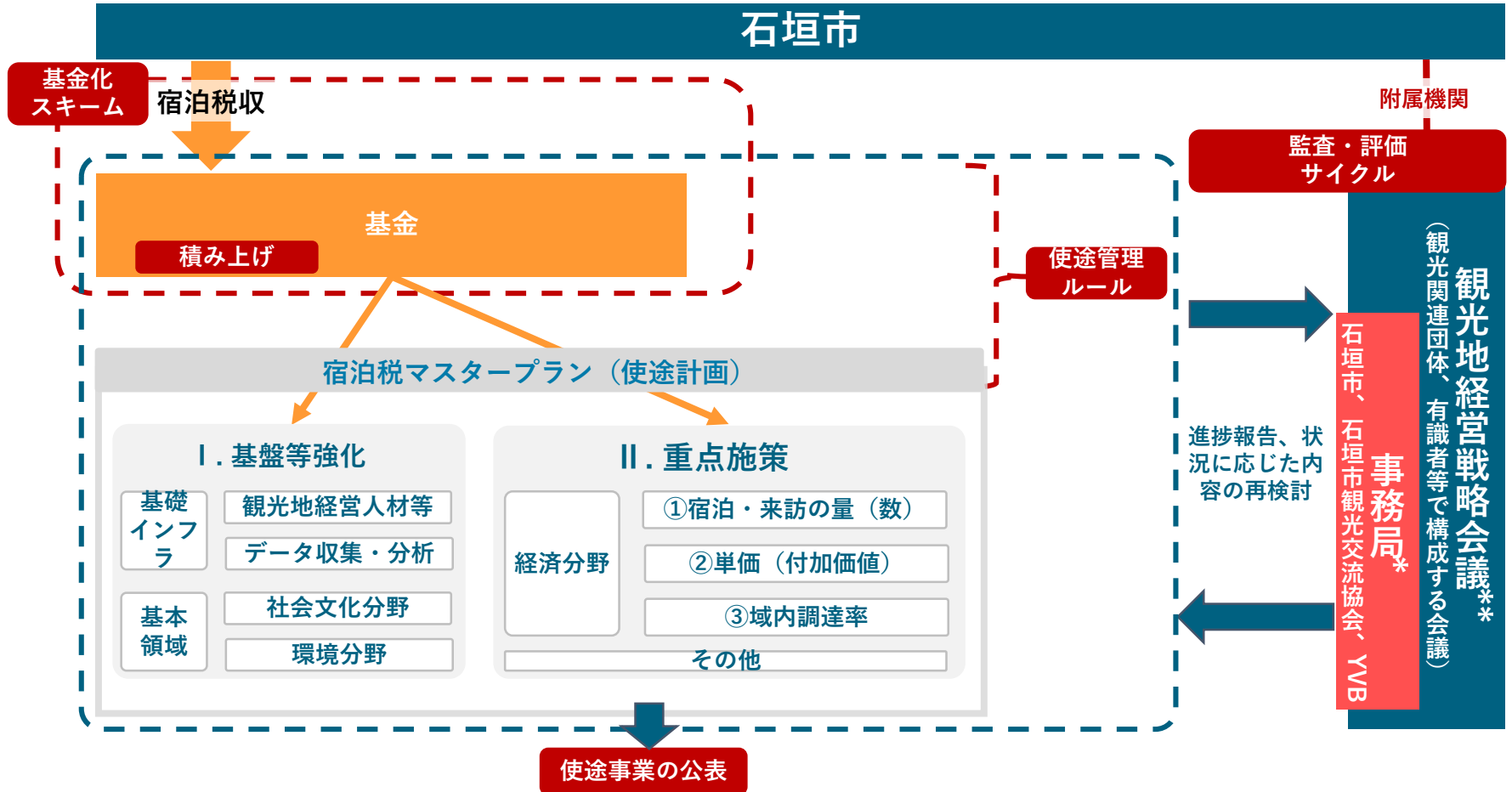
- 宿泊税の企画立案の人材や宿泊税の広報

*現時点において優先的に取り組むべき施策を中心に記載。

*本計画では、優先施策以外にも複数の企画案を検討しており、それらについては参考資料として別途整理。

*本編に記載した施策のみを実施対象として限定する趣旨ではなく、状況の変化や追加の検討結果に応じて、参考資料に示した施策案についても実施を検討する可能性あり。

- 用途の明確化および事業効果の最大化のため、宿泊税に基づく財源の受け皿となる基金を創設。
- 基金は宿泊税マスタープランに記載された方針に従って充当するものとし、同マスタープランの進捗管理は「観光地経営戦略会議」が行うものとします。



*見直しのある3年目を一区切りとし、最初の3年間は石垣市が事務局の中心を担い、その間に事務局機能の石垣市観光交流協会やYVBへの移譲等を検討する。

**「観光地経営戦略会議」は当初は観光審議会と別立てで設置しつつ、場合によっては観光審議会との統合も検討する。

使途決定プロセス

*宿泊税収の使途を前提としつつ、事業の性質に応じては一般財源や国・県の補助金等も効果的に活用していく。

- 宿泊税マスタープラン記載の事業*は、以下の運用を通じて具体的な使途を決定し、事業の実行と検証につなげていきます。

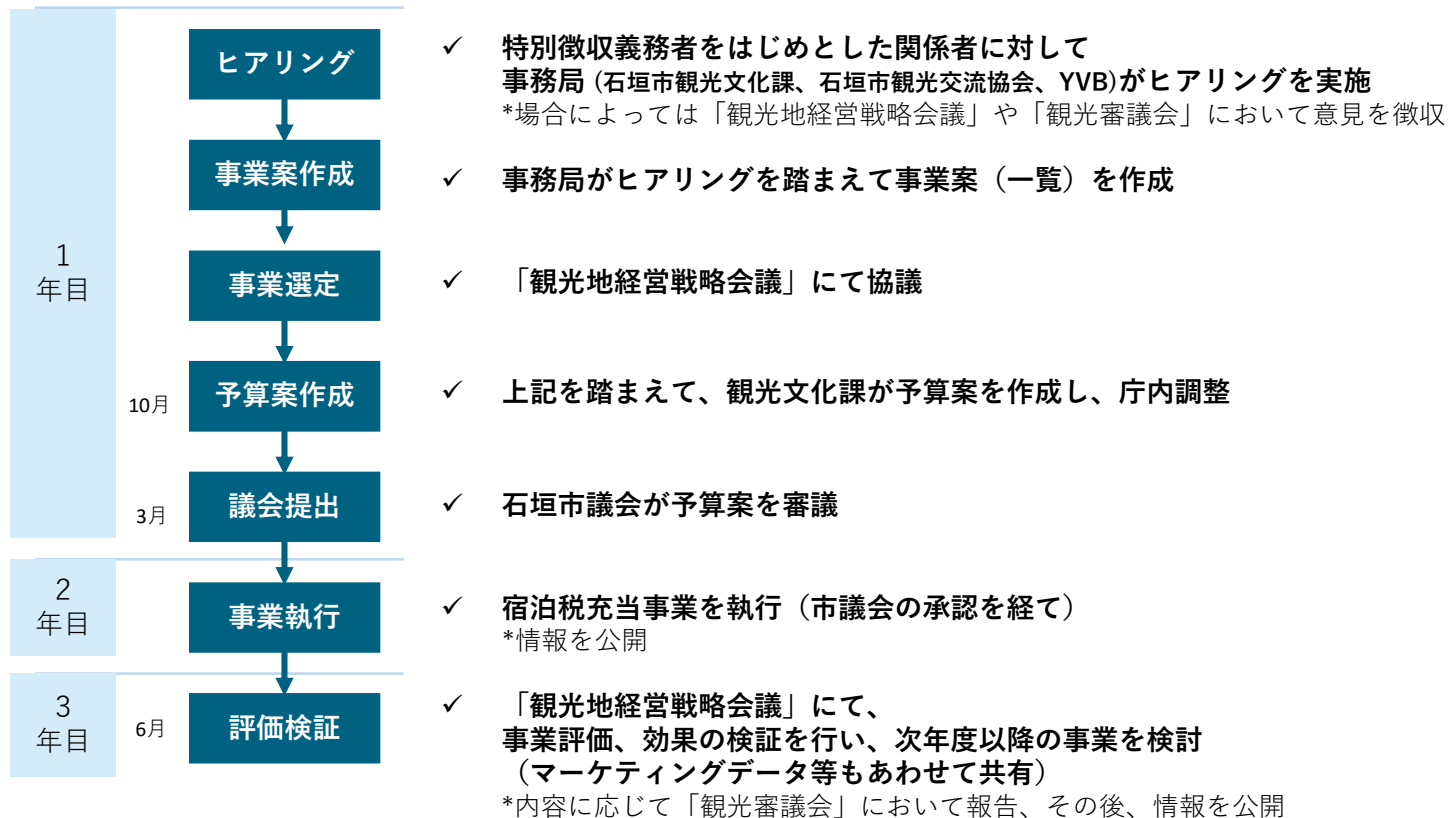
第2次石垣市観光基本計画（上位計画）

石垣市宿泊税マスタープラン（使途計画）



宿泊税マスタープラン記載の方針を尊重しつつ、具体的な使途を決定

（アクションプランについては、2026年度以降にデザインしていくことを想定）



4 手引きとQ&A

- ▶ 内容一覧
- ▶ 主なQ&A

宿泊税特別徴収事務の手引き

目次

第1章 宿泊税について pp.3

(1 宿泊税の目的/2 宿泊税の徴収方法)

第2章 宿泊税の仕組み pp.4-16

(1 宿泊税の手続きの流れ/2 課税客体・納税義務者/
3 税額/4 宿泊料金/5 課税免除)

第3章 特別徴収義務者の登録等 pp.17-21

(1 特別徴収義務者としての登録/
2 特別徴収義務者の登録事項の変更等)

第4章 宿泊税の申告納入 pp.22-26

(1 申告納入/2 納入義務の免除・還付/3 更正の請求)

第5章 適正な申告納入のために pp.27-30

(1 帳簿等の記載・保存/2 調査/3 更正・決定/
4 加算金/5 延滞金/6 不服申し立て/
7 罰則、滞納処分等)

第6章 その他 pp.31-54

(1 領収書等への表示/2 特別徴収義務者報償金/
3 電子申告等 (eLTAX) /4 申告書等の記入方法)

宿泊税Q&A

目次

1 制度概要 pp.1-2 (Q1～Q12)

2 課税対象 pp.2-6 (Q13～Q36)

3 宿泊料金 pp.6-10 (Q37～Q63)

4 課税免除 pp.10-13 (Q64～Q77)

5 特別徴収 pp.13-16 (Q78～Q96)

6 申告納入 pp.16-18 (Q97～Q109)

7 その他 p.18 (Q110～Q112)

Qの例

Q31. ホール・ドルーム等の実際の宿泊を伴わない利用行為は対象ですか。

Q37. 宿泊料金の定義を教えてください。

Q38. 宿泊料金に含まれるものの具体例は？

Q39. 宿泊料金に含まれないものの具体例は？

Q41. 食事付き等の各種プランにおける取扱いは？

Q42. 食事料金を明確に設定していない場合は？

Q89. 宿泊者が宿泊税の支払いを拒否した場合は？

Q103. 旅行会社からの入金が数か月後になる場合でも、翌月納入ですか。

Q104. 売り掛けの場合の申告納入期限は？

Q105. 売り掛けで相手が倒産等し、入金されない場合は？

Q106. 季節的な関係で全く営業がない期間がある場合は？

Q112. 宿泊施設が徴収・申告納入を行わない場合は？

2 課税対象

Q31. ホールドルーム等の実際の宿泊を伴わない利用行為は対象ですか。

A: 実際の宿泊を伴わない場合は対象外です。ただし、実際に宿泊があった、または日をまたぐ6時間以上の利用があった場合は対象です。

3 宿泊料金

Q37. 宿泊料金の定義を教えてください。

A: 宿泊の対価として支払うべき金額のことです。食事や宴会等の料金が含まれている場合は、それらを控除した金額（素泊まり料金）が対象です。
※清掃代、寝具使用料、サービス料等は含まれます。

3 宿泊料金（続き）

Q38. 宿泊料金に含まれるものの具体例は？

A: 清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料・奉仕料、宿泊補助金等（宿泊者以外の者が支払う額）などです。

Q39. 宿泊料金に含まれないものの具体例は？

A: 食事代、遊興費、会議室使用料、消費税・入湯税等の各種税金、土産代・電話代等の立替金、任意のチップ等です。

Q41. 食事付き等の各種プランにおける取扱いは？

A: 食事代やエステ、外部施設利用等のサービス対価を除外した金額を宿泊料金とします。（※無料の朝食サービス等は控除対象になりません）

Q42. 食事料金を明確に設定していない場合は？

A: 分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金として算出・控除してください。

5 特別徴収

Q89. 宿泊者が宿泊税の支払いを拒否した場合は？

A: 宿泊事業者が一旦、市へ相当額を納入したうえで、宿泊者に求償(請求)することになります。市および県としても宿泊者への周知・広報を徹底します。

6 申告納入

Q103. 旅行会社からの入金为数か月後になる場合でも、翌月納入ですか。

A: はい。入金日に関わらず、宿泊行為があった月の「翌月末」までに申告納入をお願いします。

Q104. 売り掛けの場合の申告納入期限は？

A: 相手方からの入金日に関わらず、宿泊行為があった月の「翌月末」です。

6 申告納入（続き）

Q105. 売り掛けで相手が倒産等し、入金されない場合は？

A: 原則は翌月末に申告納入が必要ですが、相手方の破産等により回収不能であるなど正当な理由が認められる場合は、納入義務の免除(または還付)の対象となることがあります。

Q106. 季節的な関係で全く営業がない期間がある場合は？

A: 税額が0円の場合も申告は必要となりますが、施設の経営の休止の届出をしていただくと、休止期間の申告は不要となります。

Q112. 宿泊施設が徴収・申告納入を行わない場合は？

A: 税務調査が入り、実績に応じた課税決定を行います。また、不申告加算金や延滞金が発生します。

5 地方税法、 宿泊税条例による罰則等

- ▶ 罰則、滞納処分等

罰則、滞納処分等

- ▶ 宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、石垣市宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

罰則

法令等	条項	内容	罰則	
			拘禁刑	罰金
石垣市 宿泊税条例	第16条	帳簿の記載義務違反等に関する罪 証票の掲示義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
石垣市 税条例	第26条	納税管理人に係る不申告に関する 過料	10万円以下(過料)	
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26 の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下

滞納処分等

法令等	条項	内容	率 (※地方税法本則の規定)
地方税法	第733条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	—

【お問い合わせ】

◎宿泊税の制度・手続きに関すること

石垣市総務部税務課宿泊税担当
TEL:0980-87-9025



<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/zeimu/index.html>

◎宿泊税の用途に関すること

石垣市企画部観光文化課
TEL:0980-82-1535



https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kanko_bunka/ishigakicityaccommodationtax/index.html